

馬にも アニマルウェルフェア!



ウェルフェアとは、
「幸福」や「健やかに
暮らしている状態」
のこと

「アニマルウェルフェア」への対応は「快適性に配慮した馬の飼養管理」を意味します。

日本馬事協会
では…

アニマルウェルフェアの考え方に対応した馬の飼養管理指針を策定いたしました。

[こちらのアドレスからダウンロードできます!]

<http://www.bajikyo.or.jp/guideline01.pdf>

なぜ、馬にアニマルウェルフェアが必要なのか

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理（快適性に配慮した飼養管理）を行うことは、人と馬の相互の信頼感を醸成し、馬を上手く利用できることにつながります。また、馬のストレスや怪我、疾病等を減らします。馬が健康であることで生産性の向上（増体・繁殖性の改善）にも効果があります。



アニマルウェルフェアとは？ 動物愛護となにがちがうの？



動物愛護は、愛する、保護するといった、人間の動物への情や行為を示す言葉です。一方、アニマルウェルフェアは、動物自体の幸福や健やかに暮らしている状態を表す言葉です。アニマルウェルフェアへの配慮は、次の5つの自由を原則としています。

5つの自由

★空腹と渇きからの自由

健康で生き生きとした状態を維持するために新鮮な水や食物にすぐにアクセスできること

★不快感からの自由

庇陰・防寒できる場所や快適な休息所などの飼養環境の提供

★苦痛、傷害又は疾病からの自由

これらの予防、迅速な診断及び治療

★正常な行動を実行できる自由

その動物種に合った飼養スペース、適切な設備、仲間の存在の提供

★恐怖及び苦悩からの自由

精神的な苦しみのない状況や取扱の確保



行っているのは馬だけなのか？

日本では、馬だけではなく、他の家畜（牛・豚・鶏）においてもアニマルウェルフェアに取り組んでいます。

詳しくはこちら

畜産技術協会

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

日本だけなのか？

EU諸国では、EU指定として“Animal Welfare”に基づく飼養管理の方法が規定され、加盟各国はこれに基づき、法令・規則等を定めて取り組んでいます。カナダ及びオーストラリア等でも、政府や関係機関がガイドラインを設けています。

なにが必要なの？



アニマルウェルフェアへの取組は、日常の飼養管理の改善により快適性を確保することが大切です。必ずしも生産方式の変更や畜舎の改造により行うべきものではありません。

① 日々の観察や記録

馬が快適に飼養されているかどうかを確認するためには、健康状態を常に把握しておくことが重要です。

そのためには日常の管理の中で馬をよく観察し、怪我や病気の予防に努めることが大切です。健康悪化の兆候や通常と違う行動が見られた場合には、速やかに適切な対応をとることが重要です。

② 放牧地などの活用

放牧地又はパドックに放すことで、馬は自由に運動し、牧草を採食し、馬同士の交流を持つことができます。そのことは、ストレスを軽減し、健康を維持することにつながります。ただし、放牧地の環境の快適性が保たれている場合に限ります。



③ 飼養環境の快適性

厩舎や放牧地は、馬にとって快適となるよう飼養方式・スペースや構造に十分配慮する必要があります。また、暑熱や寒冷等の気象条件の変動による飼養環境の温度湿度の大きな変化や休息場所の汚れなどによる不快感がないように配慮します。

④ 丁寧な取扱い

馬の心理や性質をよく心得、丁寧に扱うことは大切です。馬は、臆病で、周囲の環境変化に敏感に反応します。手荒な扱いは避け、急な動きや変化を起こさないようして下さい。人間と馬との信頼関係を築くことにつながります。



⑤ 良質な飼料や水の給与

馬が健康を維持し、正常に発育できるよう、発育段階に応じた適切な栄養素を含んだ飼料や新鮮な水を与える必要があります。

草食動物である馬にとって、最も重要な飼料は粗飼料です。粗飼料の他に、濃厚飼料が給与される場合がありますが、大量に与えると、疝痛や蹄葉炎等の障害を引き起こす原因となる場合もあるので注意が必要です。





放牧されて草を食べる!



定期的に健康診断を受ける!



しっかり手入れされる!

馬の管理が上手くいっていない場合、
次の症状が現れたりします。



さく癖を覚える!



暑がる!



痩せてしまう!



治療が必要に!



蹴り癖がつく!

上の挿絵にあるような症状が馬に現れた場合は、5つの自由を考慮しながら、快適に飼養管理できるよう改善しましょう。

このほかには?

より快適に馬を飼養するために、次のことにも注意しながら馬を管理しましょう!

- ①蹄や歯の管理
- ②分娩・離乳・去勢・病気や事故の時の処置
- ③厩舎の清掃や消毒
- ④有害動物の防除・駆除



馬は他の家畜と異なり多種多様な用途があり、競馬及び乗馬クラブ等で供用されている馬については、既に国際的な指針が策定されているため、日本馬事協会が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した馬の飼養管理指針」の対象外とし、指針で対象としている馬は、あくまでも農場で飼養されているものに限定しています。